

大阪地裁平成二年(行ウ)第一号、三・一一・一四判決
判 決
原 告 有限会社大東洋生コン
被 告 大阪府地方労働委員会
被告補助参加人 全日本建設運輸連帶労働組合関西生コン支部
(主文)

原告の請求を棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

(事実及び理由)

第一 請求

被告が平成元年一二月一三日発した本判決添付の救済命令(以下、本件命令という)を取消す。

第二 原告の主張

一 被告は平成元年一二月一三日本件命令を発し、同命令は同日原告に送達された(当事者間に争いがない)。

二 原告と被告補助参加人間の紛争経過

1 原告は生コンクリートの製造、販売を行う。原告の従業員八名(何れも生コンクリート車の運転手)中四名(X1、X2、X3、X4)が被告補助参加人(組合員一七〇〇名。以下、組合という)に加入し、同組合大東洋生コン分会(以下、分会という)を組織していた。

2 原告は、昭和六〇年一一月二六日、X1、X2、X3に対し、業務外の破廉恥行為を理由として自宅待機を命じたが、全く反省の色を見せないため、同年一二月一二日、同月四日付で懲戒解雇した。

3 組合及び分会は右解雇を不当とし、分会は翌年一月から再三ストを行い、支援組合員及び分会員ら一五名ないし三〇名はピケを張って実力により、非分会員の出荷を妨害し、また、原告の得意先に対して取引の停止を働き掛ける等して原告の営業を妨害した。そこで、原告は組合と団体交渉(以下、団交という)を重ね、同月二九日止むなく X1 ら三名の解雇を撤回し、同人らは翌二月一日職場復帰した。

4(一) ところが、組合が同月三日原告に対し、X1 ら三名の右紛争期間中の賃金の全額及び組合に対する解決金三〇〇万円の支払いを求めしたことから紛争が再燃し、組合及び分会は、同月一四日以降、前同様のスト及びピケを繰返したため、原告は翌三月一五日 X1 ら三名に右紛争期間中の賃金を支払ったが、組合のスト及びピケは同月末まで続いた。

(二) また、X1 ら分会員は、同年二月二八日以降の就労の際には、生コンクリート車の法定積載量以上の積載及び重量規制のある道路への無許可乗入れを拒否(以下、過積載等拒否といふ)し、右はスト及びピケ終息後も続けられた。

(三) 右紛争により原告の営業実績は激減した。また、分会員の稼働実績も非分会員に比べ著しく劣った。

5 原告は同年四月二五日組合に対し、実力による出、入荷の妨害禁止等の仮処分

決定(大阪地方裁判所昭和六一年(ヨ)第八八一号)を得た。

- 6(一) 組合は同年七月一七日原告に対し、「協定遵守」「一九八六年度賃金引上げ」「一九八六年度夏期一時金」「差別待遇」との四項目を掲げ団交要求してきた。そこで、原告は組合と同年九月九日、一〇月二八日、一二月一〇日、同六二年三月一八日団交を行った。
- (二) しかし、原告の経営は組合の闘争のため極度に悪化し、賃上げ等の要求に応じ得る情勢にはない一方、組合は分会員の現実の状況や意向を無視し、抽象的且つ緊急性のない要求を続けたため、団交は妥結する由もなかった。

7 そして、組合は同年四月一五日本件救済申立をした。

三 本件命令の誤り

1 原告は本件命令が認定した不当労働行為を行っていない。

(一) 本件命令主文第一項について

原告はX4に対し、出荷業務以外の雑務に従事するよう命じたことはない。
同人は自らの希望により右雑務に従事した。

(二) 同第二項について

原告は、組合の団交申入れは要求が抽象的且つ緊急性のない事項であったため、その対応に苦慮しつつもこれを拒否せず誠実に対応した。原告のような個人企業にも等しい小規模生コン業者にあって過積載等は常態であり、同六〇年六月二一日付「残業、一時金基準等についての協定」も過積載等が業務の通常の態様であることを前提にしている。生コン車運転手の賃金(但し、基本給及び固定諸手当を除く)及び一時金が、その出荷量、即ち、過積載等の有無によって異なるのは止むを得ないところであり、過積載等を行う非分会員の賃金等が過積載等を行わない分会員の賃金等より多額になるのは当然である。分会員らの過積載等拒否は実質上は争議行為であり、過積載等拒否により賃金等が減少したのは、争議行為に対する賃金カットに相応する。それ故、原告が、非分会員と同様の待遇を要求する組合及び分会に対し、過積載等拒否を止め通常の業務に就くよう求めることは非難されるべきではない。

(三) 同第三項について

(1) 同項(1)について

原告は過積載等拒否を理由とする差別を行っていない。

(2) 同項(2)について

原告は、非分会員の稼働実績に応じて出荷協力金等を支払ったのであり、分会員を殊更差別したものではない。分会員に対して基本給及び固定諸手当は支払っている。

(3) 同項(3)について

原告は団交申入れを拒否せず誠実に対応した。

(4) 同項(4)について

原告の行為は感情的な嫌がらせに過ぎず、不当労働行為意思はない。

2 原告と組合の力関係は圧倒的に組合が優勢であり、且つ、右関係は、組合が独善的な要求貫徹のため違法不当な闘争を行い、原告が経営維持のため、止むなく

これを受入れることによって更に助長されていることに照らすと、組合が不当労働行為制度によって保護、救済されるべき理由はない。

3 よって、本件命令は取消されるべきである。

第三 当裁判所の判断

一 原告と組合及び分会間の紛争の経過

成立に争いのない乙第一ないし第一〇〇号証、検乙第一ないし第二八号証、証人Y1の証言によると、標記紛争の経過は、次に付加する他、本件命令理由第1記載のとおりであるから、これを引用する。

1 昭和六一年一月から同年四月まで組合及び分会の行ったストはスト当日に口頭で通告され、これに伴うピケは支援組合員ら二〇名前後が非分会員による生コンの出荷を実力によって阻止するものであった。そのため、原告は生コンの廃棄を余儀なくされることもあった。また、組合は原告の取引先に対して取引の停止を求めたりした。これらにより、原告の同期間における売上は激減した。

2 法定積載量以上の積載拒否は出荷量の減少を招き、また、生コンの運搬途上で行われる重量規制のある道路への無許可乗入れ拒否は予備運転手の手配を要し、過積載等拒否を続ける分会員の稼働実績は低下した。そこで、原告は分会員に対して出荷割当を減らし残業も指示しなくなり、その結果、分会員の賃金は大幅に減少した(生コン車運転手の賃金は基本給及び固定諸手当の他、時間外手当が大きな比率を占めている)。

3 同六一年七月から同六三年八月までの間、組合は原告に対し、分会員に対する賃金及び一時金の差別の撤廃を要求事項の一として掲げ、再三、団交を申入れたが、原告は、右要求に関して、分会員と非分会員間に賃金及び一時金に差があるのは分会員が過積載等を拒否し、出荷量に差があるからであり、原告において、殊更、差別をしている訳ではないこと、それ故、組合の右要求実現のためには分会員が過積載等拒否を止めることが先決であることを強く主張し、これを理由に団交に応じなかったり、団交に応じても実質的な協議には至らなかった。

二 原告の主張について

1 一認定の事実によると、分会員の行った、過積載等拒否は、X1ら三名の復職に伴う組合の要求を巡って原告との間で紛争が再燃、激化し、組合がスト及びピケを繰返す中、組合の指示に基づく分会の統一行動として行われたのに端を発し、実質的に争議行為と同様の効果をもたらしたため、原告は、その対抗手段として、分会員に対し、過積載等拒否による出荷量の減少を理由に出荷割当を減らし残業指示もせず、そのため分会員の出荷量は更に減少したこと、その結果、分会員の賃金(基本給及び固定諸手当を除く)は大幅に減少したのみならず、原告は分会員に対して稼働実績の低下を理由に同六一年年末出荷協力金(一時金と同視し得る)及び六二年夏季一時金を支給しなかったこと、過積載等は元来違法であるが、生コン業界の常態であり、分会員も労使関係が円満に推移している時は黙従しているところであるが、過積載等拒否はそれ自体適法であり、分会員の具体的行動は、生コンの運搬途中重量規制のある道路へ乗入れを拒否する等、不相当な点もないではないが全体として許容限度を逸脱していないことが認められ、以上によると、

原告は、組合及び分会の過積載等拒否という戦術的行動に対抗するため、分会員に対し出荷割当を減らし残業指示もせず、その結果、分会員の稼働実績が低下したことを理由に一時金等を支給しなかったことに帰着し、組合が多数の勢力を背景にした X1 ら三名の復職に伴う要求は全面的には是認され得ないことを考慮しても、原告分会員に対し、過積載等拒否を理由に出荷割当を減らし残業指示をしなかったことは、協定違反の有無を論ずるまでもなく、労働組合法第七条一号、三号に該当するといわざるを得ない。

2 本件命令主文第一項について

X4 は、過積載拒否により原告から出荷割当及び残業指示を減らされ待機時間が長くなったため、自発的に出荷業務以外の雑務に従事したものと認められるが、本件命令主文第一項は過積載拒否を理由とする差別を禁ずる趣旨であり、同人が、差別を受けた結果、原告の命令或いは自らの意思の何れにより雑務に就いたかは問うところではない。したがって、原告の主張は理由がない。

3 同第二項について

一認定の事実によると、原告は、同項記載の要求事項に係わる団交において、分会員が過積載等拒否を中止することに固執し、そのため、組合との間で、実質的な協議を持つに至らなかったと認められるから、原告の行為は同条第二号に該当する。原告の主張は理由がない。

4 同第三項について

- (一) 一認定の事実及び前記説示によると、原告の同項(1)(2)(3)に関する主張は何れも理由がない。
- (二) 原告は、同項(4)記載の行為について不当労働行為意思はなかったと主張するが、一認定の事実によると、原告の右行為は組合及び分会の戦術的行動に対抗する一連の行為の一としてなされたと認めるのが相当であり、同条第一号、第二号、第三号に該当するというべきである。

三 その他、本件命令を取消すべき事由は認められない。

よって、原告の請求は理由がない。

別紙省略[前掲大阪地労委命令昭和六二年(不)第三七号・昭和六三年(不)第六八号参照]

大阪地方裁判所第五民事部